

旭川市近文生活館の移転及び施設使用料の見直しについて

1 旭川市近文生活館の移転について

近文生活館については、平成31年度から旧近文生活館保育園舎へ移転するため、今年度中に改修工事を実施します。

また、来年度には、現在の近文生活館(木造2階建て)を解体し、園庭と合わせて駐車場の整備を行う予定です。

(改修工事等予定)

30年 6月下旬 工事開始

12月中 工事終了・引渡し

31年 1月 アイヌ関係団体及び住民組織関係団体使用申請受付開始(3か月前)

3月 一般団体等使用申請受付開始(1か月前)

2 施設使用料の見直しについて

(1)経過

施設使用料は、受益者負担の原則に基づき、受益者となる利用者に一定の負担を求めることにより、公平性を確保するという観点から、施設運営・維持等に要する、コストを基に算定しています。

昨年度「受益と負担の適正化」へ向けた指針が改訂されたことを受け、平成31年度には、平成17年度以来となる全市的な施設使用料の見直しが予定されています。

(2) 生活館使用料について

ア 平成30年度

・近文生活館 施設の移転に伴う使用料の改定(手法含めて検討中)

イ 平成31年度

・市民生活館 全市一斉の見直しに合わせた改定

・近文生活館 同上(ただし、平成30年度の改定の内容による)

※ 近文生活館の移転に伴う平成31年度から適用すべき使用料については、現在検討しているところです。改定する場合は、10月頃に第2回審議会を開催し、新たな使用料について説明を行わせていただく予定です。